知らないと損する!?お金や税金ニュース

2022年8月 Vol.18

中小企業向け「賃上げ促進税制」の改正内容をおさらい!

「賃上げ促進税制」とは、岸田政権が掲げる分配政策の目玉として盛り込まれた税制優遇制度であり、これまでの 「所得拡大促進税制」に一部改正を加える形でリニューアルされています。

中小企業者に関しては既存の従業員の給与水準をアップした場合だけでなく、事業規模拡大などに伴って人件 費が増加する場合にも利用できる可能性があるため、制度の適用要件をしっかりと確認しましょう。

賃上げ促進税制とは?

中小企業向け「賃上げ促進税制」は、中小企業者等が前年度より給与等を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税(個人事業主は所得税)から税額控除できる制度です。制度の対象期間は令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度(個人事業主の場合は令和5~6年の各年)となります。具体的な税額控除額は下図のとおりです。

<中小企業向け (資本金1億円以下の企業など) >

適用対象:青色申告書を提出する中小企業者等

適用期間:令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度

(個人事業主は、令和5年から令和6年までの各年が対象)

必須要件

雇用者全体の給与等支給額が 前年度比で2.5%以上増加

⇒ 30%税額控除*

or

雇用者全体の給与等支給額が 前年度比で1.5%以上増加

⇒ 15%税額控除*

追加要件

教育訓練費が 前年度比で10%以上増加

→ +10%税額控除³

中小企業向けの 詳細情報はこちら



出典:経済産業省 関東経済産業局『「賃上げ促進税制」パンフレット』

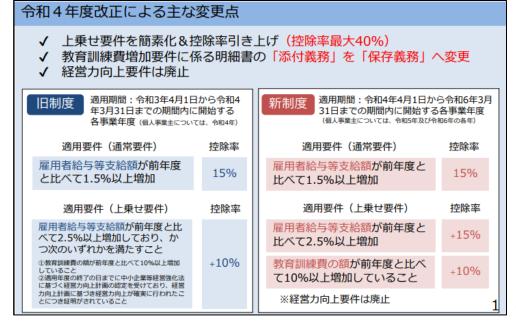
さくらクラウド税理士事務所

お問い合わせ

愛知県名古屋市中区丸の内2-17-13 NK丸の内ビル705 MAIL:info@sakuracloud.biz TEL:052-766-5755 なお当制度は国内雇用者に対する給与等が対象であり、パートやアルバイト、日雇 労働者も含まれますが、役員やその特殊関係者等は除かれるためご注意ください。

改正の内容は?

令和4年度税制改正によって、従業員の賃上げを行った場合の税制優遇制度は下 図のように変更されました。



出典:中小企業庁『中小企業向け賃 上げ促進税制ご利用ガイドブック』

「通常要件」には変更がないものの、「上乗せ要件」が簡素化され、さらに控除率の最大値が25%⇒40%へ拡充されるなど、制度としての利便性や賃上げを実施した場合の節税効果を高める改正内容となっています。

給与水準の引き上げや増員などによって人件費の増加が見込まれる場合には、 当制度の適用可否について必ずチェックしましょう。

賃上げ促進税制の改正により、最大控除率が40%まで引き上げられ、人件費が 増加する中小企業者等にとっては節税効果が拡大します。

制度が適用できればキャッシュフロー上も大きなメリットがあるため、人件費が 増加する場合には必ず適用可否のチェックを行いましょう。

記事作成: 経営革新等支援機関推進協議会

さくらクラウド税理士事務所

お問い合わせ

愛知県名古屋市中区丸の内2-17-13 NK丸の内ビル705 MAIL:info@sakuracloud.biz TEL:052-766-5755